

令和元年度 埼玉県高等学校PTA連合会 家庭教育専門委員会研修会

開催日：令和元年11月26日（火）

会場：市民会館うらわ ホール

参加者：四津、石井、下山



【講演会】

○講師：窪田 久美子 様

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事／消費者教育委員長

○演題：「18歳成人年齢に伴う消費者トラブル防止について」

1. 成年年齢引下げで何が変わるの？

大きな変化として、18歳から大人の許可なく一人で「有効な契約」ができるようになることが挙げられる。未成年に保障されている「契約の取消ができる権利」、すなわち、消費者トラブルから守る「防波堤」が18歳まで下げられてしまうのである。

2. 事例で学ぶ若者の消費者トラブル



今回の講演では、マルチ商法の実態についての寸劇（写真）を見て、実際に起こりうる事例が紹介された。友だちや先輩から誘われると、応じてしまうケースが紹介された。また、通信販売の危険性についても強調された。スマホなどで見かけるインターネット広告画像は、大きな数字でなく小さい字の説明をよく読むことが大切であると、注意が喚起された。

3. 若者の消費者被害の心理的要因

大学などでのマルチ商法勧誘は、新入生の不安な心理に乗じて、巧みに付け入るといった手段が執られている。現在、高校生のスマホ所有率93%の時代であり、若者は誰でも気軽に通信販売を利用できてしまう。言われるがままに「とりあえず契約して」あとであわてるといった若者が多い。

まとめ

家庭では、何より日頃から子どもとよく話すことが肝要である。すなわち、「悪徳商法に気をつけろ」と、漠然と注意するだけでなく、具体的に契約とは何かについて説明し、一度契約すると簡単に解約はできないという常識をきちんと子どもに教育しておく必要がある。小さいころから買い物を経験させ、金銭のやり取りを身につけ、その中から契約の意味などを理解させていく訓練をしていくことも有効だろう。そして、万が一、消費者トラブルに巻き込まれたら、消費者センターに相談することを、しっかり伝えておきたい。

【研究協議】

テーマ：家庭教育とPTA

東部 県立久喜高等学校

防災についての校内アンケートをとり、保護者・生徒・学校で情報共有がされていないこと、備蓄品がないことなどの問題点が明らかになった。これを受け、行動覚書の防災カード作成、食料などの備蓄の整備を進めた。

西部 川越市立川越高等学校

家庭教育はすべての教育の出発点で、いかに子どもとコミュニケーションを取れるかが重要である。PTAとして、保護者向け講演会、子どもとの情報共有をめざす進路講演会の開催、学校行事への協力などを行っている。

南部 県立大宮高等学校

「卒業生に学ぶ会」について報告があった。この会は、卒業生と卒業生保護者から、在校生・在校生保護者が経験を聞くものである。毎回、具体的な受験期の過ごし方などについて熱心な質疑がある。保護者にとって、気持ちが軽くなり、晴れ晴れとした顔で帰って行く人も多く、家庭教育に生きている。

北部 県立熊谷商業高等学校

100周年を機に学科再編を実施した。来年度から「総合ビジネス科」を新設し、制服も変更する。PTA活動も活発で、家庭教育講演会、PTAと企業人による面接指導、資源回収、文化祭バザーなどを実施している。体育祭への保護者参加も多い。

指導講評

最後に、市町村支援部生涯学習推進課の浦部徹指導主事より、各校の実践についての講評があった。

所感

講演、研究発表のいずれにおいても、子どもとの普段のコミュニケーションの大切さを説く声が多かった。とくに成年年齢引き下げにともなう変化については、親も子どもとともに情報を確認し、話をするのが大切だと改めて感じた。

(文責・本部)